

1 麻布米軍ヘリ基地撤去要請行動を強化すること

港区には23区で唯一の米軍基地があり、区と区議会はこれまでも基地の早期撤去を求める要請行動を継続してきました。今年2月、区は麻布米軍ヘリ基地周辺約1万8千世帯に住民アンケートを実施しました。4305件約24.1%の回答があり、約6割がヘリの音をうるさく感じ、事故やトラブルへの不安を抱えていることがわかりました。

8月24日区長はこのアンケート結果をもって防衛省、東京都に要請を行いました。防衛省には西麻布霞町町会の小島会長も同行しました。

【質問】

- ①防衛省、東京都に文書で回答を求めること
- ②今年度中に行う騒音測定の結果もあわせて示し、再度早期撤去を要請すること
- ③近隣町会をはじめ港区内の町会・自治会、また港区民も要請行動に参加できるよう検討すること

それぞれ答弁を求めます。

●このたびこの問題が映画になりました。新聞社が手掛けた異例のドキュメンタリー「東京上空300メートル」ヘリ飛び交う「米軍特権」を問うというものです。六本木の米軍施設、見えてきたのは日本のヘリであれば許されぬ飛行実態だった。大塙(おおがき)敦監督によって作成され、10月10日から全国で公開されます。

【区長答弁】

- ①ただいまの共産党議員団の福島宏子委員の総括質問に順次お答えいたします。
最初に、米軍ヘリポート基地の撤去要請行動を強化することについてのお尋ねです。

まず、防衛省、東京都に文書で回答を求めることについてです。

区は、本年8月24日、防衛省及び東京都に対し要請行動を行い、多くの地域住民が、生活環境への影響や安全面での懸念を抱いている実態を伝えるとともに、米軍ヘリポート基地の早期撤去等を求めました。

要請行動の場において、要請の趣旨を受け止める旨の発言があったことから、改めて文書で回答を求めることは予定しておりませんが、今後も、基地の早期撤去に向け、必要な働きかけを行ってまいります。

- ②次に、騒音測定の結果と合わせて早期撤去を要請することについてのお尋ねです。

現在、米軍ヘリポート基地の周辺4か所で騒音測定を実施するための準備を進めております。

現段階で、次の要請行動は未定ですが、今後実施する際には、騒音測定で得られた結果を活用し、地域住民が体感している騒音の実態などを防衛省及び東京都に示してまいります。

③次に、町会・自治会等の要請行動への参加についてのお尋ねです。

区は、本年8月に実施しました防衛省に対する要請行動の際に、米軍ヘリポート基地周辺の住民アンケートに基づき地域の実情を伝えるとともに、地元町会に同行いただき、地域住民の声を直接伝えることができました。

そのため、現段階で同行者を拡大することは予定しておりませんが、引き続き、地域の声をより効果的に伝えるための方策について研究してまいります。

2 指定管理者制度はやめること

指定管理者制度が始まって20年、220を超える施設が港区の直営でなくなっています。私たち共産党議員団はこの制度の問題点は港区の職員が区民と直接触れ合う機会がなくなること、区民の大切な税金が一企業の利益に使われることと一貫して反対の立場を貫いてきました。この間、応募が一社しかないことが増え、新規参入がますます難しくなり、指定管理者制度の目的が達成されず揺らいでいます。制度そのものが破綻している中でやっと検討が始まりました。

今定例会では保健福祉常任委員会に指定管理者の選定議案が18本出されました。同時期にこれだけ多いと応募する側も、選考する側も、委員会で議決する側も大変です。選考委員会はプレゼンテーションを除いてはオンラインで30分ほどの審査、同じ選考委員が一日に何本もの審査を行うなど、議論もマンネリ化を招いており競争原理の下で区民サービスを向上するという指定管理者制度の本来の目的も投げ捨て選考理由に安定化を求める傾向が強くなっています。

【質問】

- ①それならば指定管理者制度をやめ、委託や指名に改めること。区の職員が直接運営に携わり区民に寄り添うこと
 - ②公共の福祉の充実は自治体の責務です。とりわけ福祉部門については区が責任を持ち、区職員の処遇や雇用を守り人材の育成に取り組むこと
 - ③新規参入を拒む加減点制度はやめること。公募・選考の時期、選考委員会の持ち方を再検討すること
 - ④その他経費の中の本部会計の透明化に区が責任をもって取り組むこと
- それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

①次に、指定管理者制度についてのお尋ねです。

まず、指定管理者制度をやめることについてです。

指定管理者制度は、民間事業者の専門性やノウハウを生かし、区民サービス向上につなげるための有効な手法の一つであり、区としては指定管理者と連携しながら、区民にとって利便性の高い施設運営に努めております。

このため、指定管理者制度をやめることは予定しておりませんが、その一方で、制度導入から20年が経過し、様々な課題が生じているため、区は現在、指定管理者制度の見直しを進めております。

諸課題と向き合い、様々な角度から改善策を検討してまいります。

②次に、区職員の処遇や雇用を守り人材育成に取り組むことについてのお尋ねです。

区は、区民サービスの質の維持・向上を支えるのは職員一人ひとりの力であると認識しております。

区では、雇用の安定と働き続けやすい職場環境の整備を進めるとともに、職員の成長を支援するための研修を実施しております。

また、特別区職員研修所においても、複雑化・多様化する地域課題などに対応するため、福祉分野の専門的な研修を行っております。

こうした取組を通じ、雇用を守りながら人材が育つ環境を整え、区民に信頼されるサービス提供体制を充実させてまいります。

③次に、選考方法の再検討についてのお尋ねです。

現行の指定管理者の実績を評価し、次回の公募選考に反映させる加減点の仕組みの在り方や、複数施設の公募・選考の時期が重なるなどの課題についても、現在進めている制度見直しの中で、改善に向けて検討してまいります。

④次に、その他経費の透明化についてのお尋ねです。

区は、指定管理者公募時の指定管理料の経費区分の一つである「その他経費」の内訳として、事務管理経費や運営費など、本社等において一括して行う業務のための経費を定めており、応募事業者がこれらの経費項目の中に事業者としての利益相当分を含めて算出することを可能としています。

その他経費に、事業者のノウハウや企業戦略に関する情報が含まれ得ることを踏まえ、区としては、経費の透明性の確保と併せて、公募に参加しやすい環境の整備も重要であると考えております。

双方のバランスに留意しながら、透明性の高い制度運用に努めてまいります。

3 寿商品券の支給額を大幅に引き上げること

昨年の決算特別委員会で風見議員が取り上げました。今、高齢者の生活は大変です。10月からの飲食料品の値上げは3153品目に上り、今年の累計は判明したものだけで2万187品目にもなります。年金は上がらないどころか事実上削減のもと、各種保険料の値上げ、異常な酷暑、医療費の引き上げ、家賃の値上げなど特に高齢者の生活を守る施策を区が積極的に進めるべきです。「今後の高齢者施策全体の中で検討する」と改正もありうる答弁でしたので再度伺います

【質問】

1995年から30年間変わらない寿商品券の支給額を大幅に引き上げること。対象を70歳以上全員に拡大すること。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、寿商品券の支給額についてのお尋ねです。
寿商品券贈呈事業については、現在、喜寿や傘寿、米寿といった長寿の節目に合わせた対象の設定や、100歳以上の方への贈呈品の内容などを含め、事業全体にわたる検証を進めております。

高齢者人口の増加や健康寿命の延伸、70歳までの就労機会の確保など、高齢者を取り巻く環境や社会的役割が大きく変化する中、高齢者への敬意と感謝の気持ちを適切にお伝えできる事業となるよう、支給額の水準も含めて、検討を進めてまいります。

4 シルバーパス一律千円、区民の喜びの声を是非聴取すること

シルバーパスの負担は所得135万円以下が千円、それ以上は昨年から1万2千円です。それより前は2万510円かかっており共産党都議団が負担軽減を求めて5回にわたり条例案を提出し、要望を重ねた結果昨年から引き下げられました。荒川区が先行して区民の声を受け負担軽減の条例案を提出し、一律千円が実現しました。これを受けて私は港区でもシルバーパス一律千円を議会で繰り返し求め、今回から実現しました。東京23区中9区、約4割に広がっています。荒川区では助成金の交付決定者などにアンケート調査を実施し歓迎の声が寄せられています。約67%がパスを初めて購入。助成金で購入のきっかけになったが約95%。購入前はほとんど外出しなかった人のうち78%が購入後、週1～3回に外出が増加。パスの利用による外出で生活の充実感が向上した人は約88%です。このような喜びの声は区としても施策を実現してよかったと励みになるのではないのでしょうか。

【質問】

先進区に学んで港区でもぜひアンケート調査に取り組むこと
答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、シルバーパスについてのアンケート調査実施についてのお尋ねです。
今月から申請受付を開始したシルバーパス購入費助成については、現時点で既に
1,000 件を超える申請をいただいております。今後、多くの高齢者の外出機会の確保
や社会参加の促進につながるものと考えております。

一方、利用者の中には、オンライン及び郵送を基本とした申請手続や、シルバー
パスのICカード化に不安を感じる方もいらっしゃるかと認識しております。
こうした区民の声を今後の事業の改善に生かすため、アンケート調査の実施に向
けて、調査方法や内容を検討してまいります。

5 高齢者救急通報システムの対象を拡大すること

65歳にならなくても介護認定を受けている方が区内に232人います。56歳の
がんを患っておられる方。要介護2の一人暮らしで救急通報システムを申請しまし
たが年齢で受け付けてもらえず自費で警備会社を入れました。実態を受けて

【質問】

救急通報システムの対象を65歳以下の「要介護認定を受けている一人暮らし世
帯」にも拡大すること

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、救急通報システムの対象拡大についてのお尋ねです。

現行制度では、65歳未満の方については、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神
障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、若しくは難病のある一人暮らしの方
を対象としております。

がんなどの特定疾病により介護認定を受けた65歳未満の方の中にも、見守り
や緊急時の対応を必要とする方がいるものと考えております。

現在、区では、利用要件の見直しを進めており、対象者の範囲拡大についても、
検討してまいります。

6 住民との合意ができるまでシフトホテルは運営を認めないこと

東麻布のシフトホテルに関して、住民との説明会で様々な問題が噴出したことは
これまでも伝えていきます。用途変更が必要と現在事業者は建築確認を第三者機関

に依頼していますが、建築基準法違反が発覚しました。階段の幅が75センチ無いと違法になるところ70センチしかないというものです。きちんと建築課に調査してほしいと思います。また住民と協定書を結んでいないのに保健所が認可を出しているというのはどういうことでしょうか？

【質問】

- ①建築課は建築基準法違反がないか区として調査すること
 - ②生活衛生課は住民との協定書がなければ営業できないことを事業者に伝え、早急に協定を結ぶよう指導を強化すること
- それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

- ①次に、東麻布のホテルの運営についてのお尋ねです。
まず、法令違反の有無を調査することについてです。
当該案件につきましては、現在、指定確認検査機関において建築確認の審査中のため、区が建築基準法違反の有無を断定する段階にはありません。
今後、建築基準法に基づき建築主等に対して報告を求め、その内容を確認し、現地の状況と整合性を確認する必要がある場合には、現地調査も実施するなど、法令違反がないよう適切に対応してまいります。
- ②最後に、協定締結に係る指導強化についてのお尋ねです。
旅館業営業者と住民との協定書については、港区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する要綱で、努力義務としており、住民の要望に丁寧に対応するよう強く指導しております。
今後も、静穏な住環境を確保するため、住民の声に耳を傾け、真摯に対応するよう強く指導してまいります。
よろしくご理解のほどお願いいたします。
教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

7 給食費における区立と私立の差別を解消すること

教育費では港区に暮らす子どもたちに行行政として格差をつけてよいのかと区としての姿勢を問いました。私の質問には全く答えず、教育長室長は「東京都の基準を用いることが適切」と答えました。これは同じ港区に暮らす子どもを差別してよいという区の姿勢で許せるものではありません。「教育の港区」ということ自体憚れる事態です。また、学務課長は学校に行きたくても行かれない、または行かない選択をしている児童生徒に対しての給食費における公立・私立間の格差解消は他自治体の取り組みを調査しているとの答弁でした。東京都全域では15の自治体がすでに取り組んでいます。いまさら調査する段階ではありません。すぐに取り組む

べきです。

【質問】

- ①区立以外に通う児童・生徒にも区立と同様の港区の基準で給食費相当額を支給すること
- ②区立学校に在籍し、学校に「行かない・行かない」児童・生徒にも給食費相当額を支給すること

「教育の港区」の名に恥じない答弁を求めます。

【教育長答弁】

①ただいまの共産党議員団の福島宏子委員の総括質問に順次お答えいたします。給食費相当額の支給についてのお尋ねです。

まず、区立の無償化分と同額を私立学校等に通う児童・生徒にも支給することについてです。

私立学校等児童・生徒の保護者への給食費相当額支給は、港区から都内の様々な自治体に所在する私立学校等に通う各家庭の状況を踏まえ、区として東京都の広域的基準を用いております。

また、私立学校等の昼食内容の実態や経費も多様であることから、東京都の基準額に基づき支給することが妥当と考えております。

②最後に、区立学校に在籍する不登校の児童・生徒にも支給することについてのお尋ねです。

区立学校に在籍し、登校が困難な不登校の児童・生徒への給食費相当額の支給については、国や東京都の補助制度、他自治体の取組などの調査結果に加え、私立学校等に通う児童・生徒への支援との均衡を踏まえ、今後の支援の在り方を検討してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

《再質問1》

区立の無償化分と同額を私立学校等に通う児童・生徒にも支給することについて

《質問要旨》

給食費の支給について、なぜ同じ港区に住む子供たちに格差をつけるのか。港区こどもまんなか宣言も出された中で、私立学校に通う児童・生徒にも差をつけずに港区の基準で支給するよう再答弁を求める。

《教育長答弁要旨》

区立小中学校の給食費は、区が学校設置者の立場で不徴収としており、諸事情により給食の提供が受けられない児童、生徒については区立小中学校の他の児

童、生徒との公平性の観点から区立の給食費相当額を支給している。

一方、私立学校等の昼食内容の実態や、かかる経費は多様であることから、東京都が定める広域的な基準に基づく対応が適切と考える。